

ふれあい福祉コーナー

4月から「パパ・ママ応援ショップ」

優待カード」が変わります

子育て家庭を応援するため、県と市が共同で実施している「パパ・ママ応援ショップ」事業は、4月以降も継続することになりました。

対中学生までのお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭で、1家庭に1枚配布します。

※2月末現在、市内に住居登録があり4月以降も中学生がいる家庭の世帯主へ、3月中に新しい優待カードを郵送します。

※妊娠中の方、優待カードが届かない方は、子育て支援課または駅前出張所の窓口で配布します。

▼子育て支援課窓口（月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分）▼駅前出張所窓口（月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分）

時30分～午後7時）
 ＊日曜日は市民課窓口（午前8時30分～正午、午後1時～5時15分）で配布します。

障お子さんおよび保護者の方の健康保険証、妊娠中の方は母子手帳

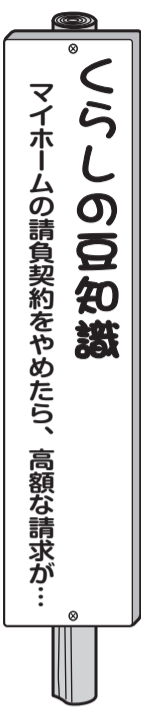
有効期限

・新しい優待カードの有効期限は、平成28年3月までまたは一番下のお子さんが満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早いほうです。

・現在お持ちの優待カードは、4月以降の使用はできませんのでご注意ください。

利用方法

優待カードを協賛店舗などに提示することにより、割り引きやポイント



マイホームの請負契約をやめたら、高額な請求が...

【事例】マイホーム用に土地を見つけ業者へ連絡したところ、建築条件付きの土地だった。気に入ったので、土地の売買契約と同時に建物の建築請負契約も結んで、土地と建物工事諸経費（合計2800万円）について住宅ローンを組むことにした。

ところが、金融機関の住宅ローン審査が通らず、返済の見通しが立たないため、業者へ契約解除を申し出た。すると業者から、銀行ローン申請費用、構造計算費、地盤調査費など合計36万円を請求されてしまった。

建築条件付き土地売買契約とは、土地の売主または売主の指定する業者と一定期間内に建物の設計協議を行い、請負契約を締結しなければ解除になる契約です。また、住宅ローンが組めない場合は、契約を続行す

トなどのサービスを受けることができます。なお、この優待カードは県内外の協賛店舗などでも使うことができます。

協賛店舗・優待内容

協賛店舗ごとに優待内容が異なりますので、協賛ステッカーやポスターが掲示されていることを確認のうえ、ご利用ください。

協賛店舗や優待内容の詳しい情報は、県ホームページをご覧ください。

子育て支援課 ☎ 839



ることができないため、ローン特約により契約は解除になると考えられます。

ただし、建物の請負契約を解除する場合は、注文者が損害を賠償していつでも解除することができると、その損害金について具体的に協議をする必要があります。

①ローン特約による契約解除のトラブルを防止するために、契約書には具体的な利用予定金融機関名を記載しましょう。

②建築条件付きの土地の購入にあたっては、解除の条件なども含め契約内容をよく把握したうえで契約しましょう。

③建物の請負契約は、十分に建物の設計協議を行い、見積金額を確認し

たうえて締結しましょう。請負契約後に土地売買契約の解除を申し出た場合、無条件で解除することができず、手付金の放棄などの金銭負担が生じます。

④契約を解除する場合は、業者が過大な諸経費を請求するケースなどもありますので、合意内容を書面で交わしましょう。

問 商工観光課 ☎ 336、県消費生活支援センター 春日部 ☎ 048・734・0999



<h3>法律相談</h3> <p>法律上の諸問題についての相談 ※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約</p> <p>日 毎週金曜日 午後1時20分～4時 場 市民相談室 定 8人(事前予約制)</p> <p>広聴広報課 ☎ 373</p>	<h3>くらしの相談</h3> <p>日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談</p> <p>日 4月10日(水) 午後1時30分～3時30分 場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎ 373</p>	<h3>行政書士相談</h3> <p>官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談</p> <p>日 4月15日(月) 午後1時～4時 場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎ 373</p>	<h2>4月 各種無料相談</h2> <h3>☎996-2111</h3> <p>★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。 ★相談日が祝日の場合は、休みとなります。</p>	
<h3>税理士相談</h3> <p>相続税など税金全般についての相談</p> <p>日 4月1日(月) 午後1時～4時 場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎ 373</p>	<h3>不動産相談</h3> <p>マンションおよび不動産取引全般についての相談</p> <p>日 4月9日(火) 午後1時～4時 場 市役所駅前出張所内相談室</p> <p>広聴広報課 ☎ 373</p>	<h3>DV相談</h3> <p>DV被害(配偶者などからの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が相談)</p> <p>日 毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 ※面談の場合は、要予約 ☎996-3955 (DV相談支援室専用電話) 人権・男女共同参画課 ☎ 811</p>	<h3>女性相談</h3> <p>女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が相談)</p> <p>日 毎週水曜日 午前10時～午後4時 場 市役所駅前出張所内相談室 定 5人(事前予約制)</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎ 811</p>	<h3>人権相談</h3> <p>プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が相談)</p> <p>日 4月11日(木) 午後1時～4時 場 市民相談室</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎ 811</p>
<h3>心配ごと相談</h3> <p>日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談</p> <p>日 4月3日(水)・17日(水) 午後1時～4時(電話相談可)</p> <p>場 身体障害者福祉センターやすらぎ</p> <p>社会福祉協議会 ☎ 998-7616</p>	<h3>こころの健康相談</h3> <p>不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)</p> <p>日 4月8日(月) 午後1時～2時30分 場 保健センター 定 2人(事前予約制)</p> <p>健康増進課 ☎ 995-3381～3</p>	<h3>消費生活相談</h3> <p>悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談</p> <p>日 毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場 消費生活相談室</p> <p>商工観光課 ☎ 336</p>	<h3>内職相談</h3> <p>内職の求人、求職のあつせんについての相談</p> <p>日 毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分 場 市民相談室</p> <p>商工観光課 ☎ 336</p>	<h3>若年者就職相談</h3> <p>若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)</p> <p>日 4月3日(水)・17日(水) 午前10時～午後4時 場 勤労青少年ホームゆまにて 定 5人(事前予約制)</p> <p>ゆまにて ☎ 996-0123</p>
<h3>教育相談</h3> <p>児童・生徒の言動や教育についての相談</p> <p>日 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時 場 教育相談所</p> <p>教育相談所 ☎ 995-0077</p>	<h3>家庭児童相談</h3> <p>子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談</p> <p>日 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 場 家庭児童相談室</p> <p>子育て支援課 ☎ 472</p>	<h3>子育て相談</h3> <p>子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)</p> <p>日 4月25日(木) 午前10時～午後1時 場 だいら児童館わんぱる 定 3人(事前予約制)</p> <p>わんぱる ☎ 999-0321</p>	<h3>子育て電話相談</h3> <p>子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)</p> <p>日 毎週月～金曜日 午前10時～午後3時 場 中央保育所 ☎ 998-7711</p>	<h3>休日・夜間納税相談</h3> <p>市税・国民健康保険税の納付についての相談</p> <p>日 4月7日(日) 午前9時～午後4時 毎週水曜日 午後5時15分～7時 場 納税課</p> <p>納税課 ☎ 330</p>